

神戸市 建設リサイクル法に基づく届出に関する閲覧について

令和3年4月15日環境局決定

令和5年12月22日改訂

1. 趣旨

この文書は、神戸市における建設リサイクル法(以下「法」という。)第10条に基づく届出(以下「届出」という。)情報に関する閲覧及びその手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 閲覧の対象

(1) この文書で定める閲覧の対象は、建築物の解体工事にかかる届出のうち、前年度及び当該年度の工事着手予定日以降のものとする。(但し、閲覧情報の更新は1週間に1回程度とする。)

(2) 閲覧情報は、法人等が届け出る建築物に係る解体工事の届出書(法定様式1号)記載の下記項目一覧

<閲覧項目>

1. 届出年月日

2. 発注者又は自主施工者

① 氏名、②住所、③電話番号

3. 工事の概要

① 工事の名称、②工事の場所、③工事の規模(用途、階数、工事対象床面積の合計)、

④工事着手予定日、⑤工事完了予定日

4. 元請業者

① 法人の商号又は名称、代表者氏名、②住所、③電話番号

※ただし、個人情報は非公開とする

3. 閲覧場所

閲覧場所は、環境局 環境保全課内に置く。

4. 閲覧時間等

閲覧場所の開所日時は、建設リサイクル届出の提出窓口の開所日時と同じとする。

5. 閲覧の手続

閲覧しようとする者は、「建設リサイクル法第10条に基づく届出に関する閲覧申請書」を閲覧場所にて提出しなければならない。

6. 閲覧料

閲覧料は、無料とする。

7. 閲覧に際しての留意事項

(1) 閲覧資料を閲覧場所以外に持ち出してはならない。

(2) 閲覧資料のメモや撮影は可、複写機によるコピーは不可とする。

(3) その他、閲覧の趣旨に反する行為を行ったと神戸市が認めた場合、その者の閲覧を中止する。